■Article（vol.20）■……

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則案」に対する意見募集について

日税研専務理事　坂田純一

……

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法または法律」という）の成立については、メルマガ７月号で、その概要をお知らせした。

成立した法律では、実務的に必要不可欠と思われるもののうち、その一部が施行規則（経済産業省令）に委任されていたため、不透明感を抱いていた税理士も数多くいるやに聞き及んでいたところである。今般のパブコメ（行政手続法に基づく手続）における「施行規則案」により、その具体的内容が明らかとなった。経済産業省から出された「施行規則案」に対するパブコメは、先月28日に公示され、今月26日に意見・情報が締め切られる。

今月号では、パブコメで明らかとなった「施行規則案」のうち、多くの税理士が具体的内容を知り得たがっていた箇所について、その概要を記載する。

Ⅰ　施行規則案の概要

（１）　定義

①　「従業員数証明書」とは、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第21条第1項及び第22条第1項の規定による標準報酬月額の決定を通知する書類、健康保険法（大正11年法律第70号）第41条第1項及び第42条第1項の規定による標準報酬月額の決定を通知する書類その他の中小企業者が常時使用する従業員の数を証するために必要な書類をいう。（施行規則1⑥）

②　「上場会社等」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社をいう。（施行規則１⑦）

③　「事業用資産等」とは、中小企業者の事業の実施に不可欠な不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下同じ。）及び動産並びに当該中小企業者に対する貸付金及び未収金をいう。（施行規則1⑧）

④　「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社をいう。（施行規則1⑩）

（２）　法第３条第１項の経済産業省令で定める要件

法第３条第１項では「特例中小企業者とは、中小企業者のうち、一定期

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件に該当する会社をいう。」とされていたが、この要件については「三年以上継続して事業を行っていることとする。」としている。（施行規則 2）

（３）　法第 7 条 1 項の確認申請

法第 7 条 1 項では、「法第 4 条第 1 項の規定による合意をした後継者は、経済産業大臣の確認を受けることができる。」とされ、同条 2 項で、「前項の確認申請は、・・・合意をした日から 1 月以内に、次に掲げる書類を添付した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。」とされていた。2 項 3 号の「経済産業省令で定める書類」については、施行規則第３条２項の案では次の如く 11（1 号～11 号）の書類が必要としている。

① 法第4条第1項の規定による合意（法第5条又は第6条の規定による合意をした場合にあっては、同項及び第5条又は第6条の規定による合意。以下同じ。）の書面に当事者が押印した場合にあっては、当該当事者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（法第7条第1項の確認を申請する日の前三月以内に作成されたものに限る。）

② 法第4条第1項の規定による合意をした日（以下「合意日」という。）における特例中小企業者の定款の写し（会社法（平成17年法律第86号）その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあっては、当該事項を記載した書面を含む。）

③ 特例中小企業者の登記事項証明書（法第7条第1項の確認を申請する日の前三月以内に作成されたものに限る。）

④ 合意日における特例中小企業者の従業員数証明書

⑤ 特例中小企業者の合意日の属する事業年度の直前の三事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

⑥ 特例中小企業者が上場会社等に該当しない旨の誓約書

⑦ 特例中小企業者が農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人（同法第15条の2第1項の報告をしなければならないものに限る。以下同じ。）である場合にあっては、合意日において農業生産法人である旨の農業委員会（農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）の証明書

⑧ 旧代表者が合意日において特例中小企業者の代表者でない場合にあっては、旧代表者が当該特例中小企業者の代表者であった旨の記載のある登記事項証明書

⑨ 合意日における旧代表者のすべての推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

外のものに限る。）を明らかにする戸籍謄本等

⑩ 特例中小企業者が株式会社である場合にあっては、合意日における株主名簿の写し

⑪ 前各号に掲げるもののほか、法第7条第1項の確認の参考となる書類

（４）　施行期日

施行規則案では、附則第1条で「この省令は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第2条から第5条までの規定は、平成21年3月1日から施行する。」とされている。なお、附則第2条では、以下のごとく、いわゆるみなし規定が設けられている。

第2条　平成20年10月1日から平成22年3月31日までの間に中小企業者（第14条第1号及び第2号に該当する者に限る。）の代表者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。）の被相続人が死亡した場合において、当該代表者がその被相続人の親族であって、かつ、当該中小企業者が次に掲げるいずれかに該当する旨を証する書類を経済産業大臣に提出したときは、当該中小企業者は第14条第1号から第5号までに掲げる要件に該当することについて第15条第1項の確認を受けた者であるものとみなし、当該代表者は当該中小企業者に係る特定後継者であるものとみなす。

一　当該代表者が、その被相続人の死亡の日前に、法第12条第1項の認定に係る中小企業者の役員に就任していたこと。

二　当該代表者が、その被相続人の死亡の日前に、当該被相続人から前号の中小企業者の株式等又は事業用資産等の贈与を受けていたこと。

三　前2号に掲げるものほか、当該被相続人の死亡の日前に第1号の中小企業者において、当該代表者に対して経営の承継に係る計画的な取組が行われていたと認められること。

２ 前項の書類を提出する際に、併せて、前項の規定により特定後継者であるものとみなされた代表者又はその被相続人の親族のうちの一人が当該代表者が死亡した場合に新たに特定後継者となることが見込まれる者である旨の書類を提出したときは、当該中小企業者は第14条第1号から第6号までに掲げる要件に該当することについて第15条第1項の確認を受けた者であるものとみなし、当該親族は当該中小企業者に係る新たに特定後継者となることが見込まれる者であるものとみなす。

Ⅱ　施行令に関する事柄

去る7月29日、経済産業省が公表した政令により、次の如く、その内容が明らかとなった。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

（１）施行期日

法は附則で、「平成20年10月１日から施行される。（附則第１条前段）」とし、「ただし、第二章の規定は、交付の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。（附則第１条ただし書き）」とされていた。政令では、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律による遺留分に関する民法の特例に係る規定の施行期日は、平成21年３月１日」とされている。

（２）「中小企業者」の定義

法第２条では「中小企業者」の定義を設けているが、第５号に「資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める以下の会社及び個人であって、政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの」との規定が置かれていた。

これに対応する施行令は、他の中小企業支援法と同様に、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の対象となる中小企業者に、①資本金の額又は出資の総額３億円・従業員の数９百人の範囲に、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）、②資本金の額又は出資の総額３億円・従業員の数３百人の範囲に、ソフトウェア業及び情報処理サービス業及び③資本金の額又は出資の総額５千万円・従業員の数２百人の範囲に、旅館業のうち一定の資本金及び従業員の要件を含めることとなっている。

http://www.meti.go.jp/feedback/index.html

以　上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。